

内閣事務官（参事官補佐）の公募について

令和3年7月9日

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を超え、適材適所での登用を図るため、内閣官房の参事官補佐ポストについて、オール霞ヶ関での公募による登用を行うものとする。

- 1 公募する職員
内閣事務官（参事官補佐） 1名
（内閣官房孤独・孤立対策担当室 室員 1名）
- 2 職務内容
別紙のとおり
- 3 任期等
任期は原則として2年間とする。
任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。
- 4 応募資格
各府省の職員
（職種、年齢は問わない。）
- 5 応募及び選考の手順
 - (1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、7月30日（金）までに内閣官房孤独・孤立対策担当室あて応募するものとする。
 - (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
 - (3) 内閣官房において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

【問い合わせ先】

内閣官房孤独・孤立対策担当室
古川、小林（克）

電話 03-5253-2111

内線 30941、30942

【別紙】

公募する内閣事務官（参事官補佐）（孤独・孤立対策担当室 室員）の職務内容

政府が行う孤独・孤立対策について、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に示された NPO 等との対話の推進、各種相談支援機関、NPO 等の連携の基盤となるプラットフォームの形成の支援のため、以下の業務に取り組む。

1 孤独・孤立対策に関連する NPO 等の連携の促進

望まない孤独や社会的孤立に関しては、NPO・社会福祉法人をはじめ様々な団体が活動しているが、孤独・孤立にある人々のニーズに的確に応えるためには、団体相互間の連携や相互補完が不可欠である。NPO 等の連携の基盤・プラットフォームの形成の具体化のため、関係者間の調整に取り組む。

また、NPO 等連携について本年 6 月に民間から政策参与を任命しており、その活動の補佐を行う。

2 NPO 等連携に関する企画・立案

1 の NPO 連携等の連携の促進に資する各種事業の企画・立案を行う。

例えば、NPO 等による意見交換会の実施、ウェブを活用したネットワークの構築、啓発活動としてのイベントの実施などが考えられ、その企画・立案とともに、実施に向けての調整等を担当室員とともにを行う。

（求められる能力）

- ・新しい分野の開拓に関心と意欲を持ち柔軟・迅速に行動する能力
- ・様々な意見を受け止め咀嚼し発展させる能力
- ・全体のバランスを考え細部まで配慮する総合調整能力

【参考】 経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）抜粋

（孤独・孤立対策）

孤独・孤立対策については、電話・SNS 相談の 24 時間対応の推進や人材育成等の支援、居場所の確保、アウトリーチ型支援体制の構築、支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信、いわゆる「社会的処方」⁹⁴の活用、支援を求める声を上げやすい社会の構築、孤独・孤立の実態把握の全国調査と PDCA の取組を推進する。これらを含め、関連する分野・施策との連携に留意しつつ、孤独・孤立対策の重点計画を年内に取りまとめ、安定的・継続的に支援する。特に、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援や政策立案に当たっての NPO 等との対話を推進する。また、ひきこもり支援について、現状の支援施策を再点検した上で、当事者や家族の視点に立って、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等の取組を推進する。こうした官・民・NPO 等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関、NPO 等の連携の基盤となるプラットフォームの形成を支援し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の気運醸成を図りつつ、官民一体で取組を推進する。